#### 岡山市介護保険事故報告事務取扱要領

平成 16 年 10 月 1 日作成 平成 18 年 7 月 13 日改正 平成 24 年 11 月 26 日改正

#### (趣旨)

第1 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第38号)、指定所護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成11年厚生省令第38号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定か護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)による、介護サービスを提供中に事故が発生した場合の介護保険事業者から岡山市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

#### (報告の対象)

第2 報告の対象となる事業者は、介護保険適用サービスを提供する指定介護保険事業者とする。

#### (報告先)

第3 報告先は、別表の岡山市保健福祉局所管課(以下、「所管課」という。)とする。

#### (事故の範囲)

- 第4 事業者が所管課へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。なお、報告対象とする事故は、 過失の有無を問うものではない。
  - (1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷、失踪した場合
  - ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護保 険施設サービスにおいては、入所から退所までを「サービス提供中」とする。
  - イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告対象外とする。但し、死因等に疑義が生じる可能性がある場合(トラブルになる恐れのあるとき)は報告することとする。
  - ウ 「負傷」とは、通院入院を問わず医師の保険診療を要したもの。但し、通院の場合においては、 加療を要しないものを除く。
  - エ 「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察に捜索願が出された場合と する。
  - オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに所管課に報告書を再提出すること。
  - (2)施設等における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、食中毒及びインフルエンザ、感染性胃腸炎などの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律」第12条第1項に定める感染症及び疥癬・結核の発生が認められた場合
  - (3) その他、家族から苦情が出ている場合など、所管課が報告する必要があると認める場合

#### (報告)

- 第5 事業者は、第2に定める事故が発生した場合、介護保険事業者・事故報告書(報告様式)により、できる限り速やかに(3日以内)第1報を所管課に行うこと。第1報には、事故の概要までを記入し、提出すること。
- 2 事業者は、第1報後、概ね2週間以内に、1項にいう報告様式により、所管課へ第2報を行うこと。 第2報は、第1報後の対応・経過、及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針までを記入 し、提出すること。

なお、第2報の時点で、当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込 みなどを今後の対応・方針欄に記載すること。

3 事業者は、第2報時に、必要に応じて所管課から求められた資料を提出すること。

#### (公表等)

- 第6 所管課は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。
- 2 所管課は、事業者が運営基準に違反し、次の各号の一つに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。
- (1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合
- (2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
- (3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

#### 附則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成18年7月13日から施行する。

#### 附則

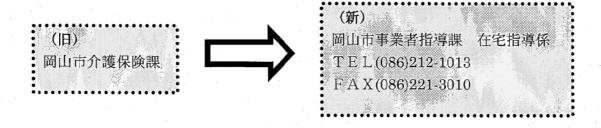
この要領は、平成24年11月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

#### 別表

介護保険サービス事故報告先

事業所の所在地	保健福祉局所管課
岡山市内	事業者指導課
岡山市外	介護保険課

#### ☆介護保険サービスの事故報告先及び苦情処理窓口



岡山市長 様

第1報:平成

第2報:平成

日

### 介護保険事業者・事故報告書

□ 報告完了

弗 1 報 (	(3日以内)			the state of the s
事業所番号		サーヒ・ス種類		
名 称		-		
所 在 地			電話 (	)
報告者	職 氏名			
被保険者番号		氏 名		男・女
生年月日	明·大·昭 年 月 日( 歳)	要介護度	要支援()・	要介護(
発 生 日 時	平成 年 月 日(	)午	前・午後 時	分 頃
発生場 所	□居 室 □廊 下 □トイレ □食 堂 □風呂	/脱衣所 口屋	外 □その他 (	
直前の状況	□移動中 □移 乗 □立ち上がり □食事中	□その他(		)
種 別	□転 倒 □転 落 □誤嚥/異食 □失 踪 □』	<b>感染症等(</b>	)口その他	( )
事 故 結 果 *最も症状の重いもの	□入 院 □通 院 □死 亡 □骨 折 □打撲	纟/捻挫 □切傷	√擦過傷 □その他(	)
自 立 度 *介護保険施設のみ	□自立 □J() □A() □B() □C ()	認 知 症 度 *介護保険施設のみ		
車 めの 押 西 (数)	偉や対応、介護者の有無、関係機関への連絡状況 <sup>9</sup>	<b>*</b> /	報告先	報告・説明日時
于以√/M安 (ht)	阵(八心、刀咬有少行术、肉体放肉、心难机化。	<del>17</del> /	医師	/ :
			管理者	/ :
:			担当ケアマネ	1/ : :
			看護師	/ :
				/ :
			保険者	/ :
			家族:続柄()	/ :
第2報(第1報	後2週間以内)		1	
· ·			· · ·	
第1報後の対応	▷• 栓迴			
損害賠償 □	有(□完結 □継続) □無  □未交後	<b>k</b>		
事故の原因				
ず以いぶ囚		`		
	+ Z A 然 の 材 は ・ ナタ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
円光辺上に関	する今後の対応・方針			

- 介護サービス提供中に事故が発生した場合に、この報告書を保険者に提出してください。
- 第2報提出時に事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方 針欄に記載してください。なお、この様式で記入しきれない場合は別紙に記入してください。

#### 岡山県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の35第3項及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第115条の35第3項の規定による調査の実施に当たって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の47の2の規定により、県の調査指針を定める。

#### 1 調査実施の指針

調査は、原則、下記の場合に行うこととする。

(1) 事業者自らが調査を希望する場合

ただし、調査希望事業所に対しては、当該年度の県の実地指導を優先的に実施し、実地 指導と同時に調査をすることとする。

また、外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所や福祉サービス第三者評価を定期的に実施している事業所については、調査を行わないこととする。

- (2)公表内容について、利用者等から通報があり、調査において内容確認が必要であると判断される場合
  - (3) 報告内容に虚偽が疑われる場合
  - (4) 県所管事業所・施設について新規指定後初めて実地指導を行う場合

#### 2 調査の効果的実施

調査を効果的に実施するために、上記1の(1)は、調査を希望する旨を毎年度5月末までに、各事業所を所管する県民局へ連絡してきた場合に限り実施する。

また、県が指定権限を有しない事業所(指定都市等が指定する事業所又は市町村が指定する地域密着型事業所)に対しても調査をすることができるが、調査を実施する必要がある場合には、該当の指定権者に適宜情報を提供し、連携の上、適正な調査を行うこととする。

#### 附則 (施行期日)

この指針は、平成24年10月1日から施行する。

#### 「介護サービス情報の公表」制度について

#### 1 「介護サービス情報の公表」制度の概要

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、平成18年4月1日から介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等で提供する仕組みとして導入されました。

本制度については、平成 24 年 4 月施行の介護保険法の改正により平成 24 年度から、都道府県知事が必要と認める場合に調査を実施し、手数料によらない運営ができる仕組みへと見直されました。

本県では、制度改正に対応した円滑な運用をめざし、平成23年度から手数料を徴さず運用をすることとし、調査事務及び公表事務を、県(保健福祉部長寿社会課及び各事業所を所管する県民局健康福祉部健康福祉課)において実施しています。

#### 2 平成 25 年度の運営について

〈新規事業所〉は「基本情報」を、基準日前の一年間に提供したサービスの対価としての支払いが百万円を超える〈既存事業所〉は「基本情報」と「運営情報」をシステムへの入力により報告していただき公表することになります。また、「県独自項目」「事業所の特色」が任意で公表できます。

なお、県が新たに定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。

具体的な平成 25 年度の事業運営については、平成 25 年度「公表計画」を定め、改めてお知らせします。

		平成25年度予定
	必須項目	基本情報
公表内容	必须項目	運営情報〈既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目〉
公衣内谷	任意項目	県独自項目
	任息項目	事業所の特色
調	查	調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手	数料	負担なし
公表+	ナーバー	国が一元管理するサーバーで公表(H24.10 運用開始)
実加	<b>施機</b> 関	県が直接実施(長寿社会課・県民局健康福祉課)

#### 3 その他

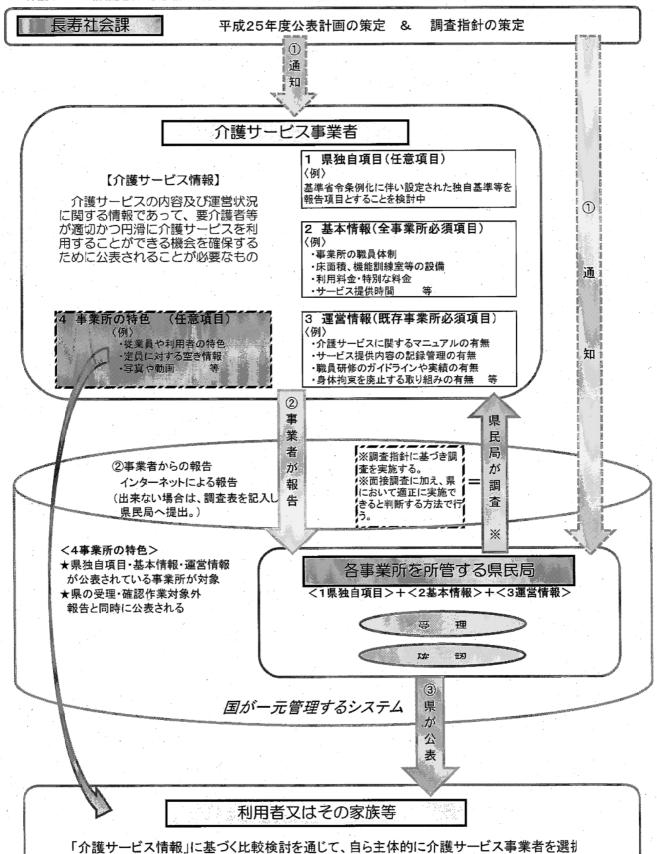
事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム(事業所向け)URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載しています。

岡山県保健福祉部長寿社会課HP

>介護保険・老人福祉関係事業者の皆様へのお知らせ 「介護サービス情報の公表」について http://www.pref.okayama.jp/page/detail-7669.html

### 岡山県「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み



## 日常生活の注意点

ウイルスの感染経路は、咳やくしゃみなどによる「飛沫感染」。咳やくしゃみで飛び散ったウイルスが乾燥して空気中を漂う「空気感染」。ウイルスが付着したものに直接触れる「接触感染」の3つです。普通のかぜは接触感染が主で、インフルエンザは飛沫感染と空気感染が主な感染経路です。



#### N Batkosai

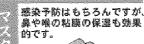
かぜやインフルエンザ対策の第一歩は、できるだけ原因となるウイルスの侵入を防ぐことです。特にかぜウイルスは「低温・低湿度・乾燥」の環境で活動的になるため、空気が乾燥する時期や冬は特に注意が必要です。



喉に付着したウイルス除去

のために帰宅後に習慣づけ

ましょう。





帰宅後や調理・食事前には、 石鹸と流水による手洗いの 習慣を付けましょう。



#### ■ 感染後の4 原則

かぜの初期症状である、くしゃみや咳、悪寒などを感じ たら、すぐに対処することが必要です。ウイルスは増殖 力が強いため、「かぜかな?」と感じたその日のうちに 対処しましょう。



鼻や喉の粘膜の乾燥を防ぐため、室内を暖かくして湿度を 保ち、薄着も避けましょう。



栄養価が高く消化の良い食事を心がけ、少量でも口に しましょう。 根 収

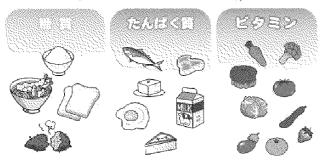
発熱により、大量の汗をか きます。失われた水分やミ ネラルを補給 しましょう。



#### ■ 十分な類限と栄養は特効変

睡眠中は免疫細胞が活性化されますので、夜更かしや寝 不足などの不規則な睡眠習慣は改善しましょう。また、 普段からバランスのよい食生活を心がけることで、抵抗 力がつき、かぜの予防や早期治療に役立ちます。

#### かぜに負けない3つの栄養素



#### 市販薬 - 20 つき合い方

さまざまな市販薬が販売されていますが、薬は ウイルスを根本的に退治するわけではなく、か ぜの症状を一時的に和らげるにすぎません。 市販薬は感染初期には有効ですが、過信は禁物 です。1~2回服用しても効果が無い場合は軽視 せずに受診しましょう。

#### ■ ハイリスクグループの人は早期受診を

健康な人はインフルエンザウイルスに感染しても自己免疫力により、重症化することは少ないのですが、ハイリスクグループの人は、命に関わることもあります。

家族の方は、流行時期 には常に見守り、少し でもおかしいと思った らすぐに医師の診断を 受けましょう。



### 岡山市保健所 保健課 感染症対策係 2086-803-1262

SOYINK PARTY NAMED IN

# かぜとインフルエンザ

「かぜは万病の元」といわれますが、実は「かぜ」という病名はなく、正式には「かぜ症候群」と呼ばれます。かぜは、ウイルスによる一過性の感染症の総称ですが、ウイルスの中で一番問題となるのは「インフルエンザウイルス」です。伝染力が強く、症状も重くなるので特に子どもと高齢者は注意が必要です。



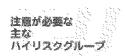
#### ● なぜとインフルエンザの違い

インフルエンザもかぜの一種ですが、かぜの一般的な症状が咳やのどの痛み、鼻炎などの一過性の炎症に限定されるのに対し、インフルエンザは高熱や全身症状も強く、 重症化する場合があります。

		インフルエンザ かぜ
発	症	急に発症・徐々に発症
初期症	状	発熱・悪寒・頭痛 など くしゃみ・鼻水・喉痛 など
主な症	状	発熱・筋肉痛・関節痛 など 徐々に発症
Æ	繞	38~40℃ ないか、微熱
合 併	症	気管支炎・インフルエンザ肺炎 細菌性脳炎・脳症 ¤ど ほとんどない
病	原	アデノウイルス・コロナウイルス インフルエンザウイルス ライノウイルス・RSウイルスなど A型・B型・C型 200種類以上のウイルス マイコプラズマ・細菌 aと

#### ● ハイリスクグループは特にご用心

免疫機能や抵抗力が弱い子どもや高齢者、妊娠中の方、 特定の疾患のある方などは、ハイリスクグループと言われ、ウイルスに感染すると重症になる可能性があるので 特に注意が必要です。



乳幼児

妊婦

高體習

心疾思患者

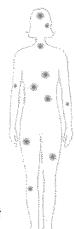
慢性肺疾患患者

肾疾患患者

代謝異常患者

アルコール依存症患者

免疫不全の方まと



#### インフルエンザによる 主な合併症

- 中枢神経系 熟性けいれんの之/脳症のの ライ症候群・NSJ/ギランバレ
- 一征候群など \* 酵服器・耳鼻科系 中耳炎小心/ 國鼻腔炎小心 気管支炎/肺炎など
- \*心血管系
- · HFM
- 計障署
- 腎臓 全不調

(2)(3)(3)(4)(4)(5)(6)(7)(7)(8)(9)<

#### ● やっかいなインフルエンザウイルス

人体には、侵入したウイルスを記憶する免疫機能があり、 一度感染したウイルスが侵入しても、感染しないか軽症 で済みます。しかし性質が変化するインフルエンザウイ ルスは、その免疫機能をすり抜けてしまうのです。

## 過去に感染したウイルスの場合①ウイルスが侵入②免疫機能が働いて抗体が作られ、③細胞内への 侵入を防ぐ

#### - インフルエンザウイルスの場合・

①インフルエンザ ②ウイルスガ変化していると、 ウイルスが浸入 前回作られた抗体が合わず、

おおできない トロード



③細胞内に優入

#### ヘルシーコラム ーインフルエンザ大流行の歴史~

感染力が強いインフルエンザは、数十年に一度、大流行することがあります。「スペインかぜ」として猛威を振るったインフルエンザは全世界で6億人が感染し、死者2,500万人の被害をもたらしました。その後、「アジアかぜ」「香港かぜ」「ソ連かぜ」が世界的に大流行しました。そしてついに、2009年に新型インフルエンザが登場し、世界的な規模の拡大が懸念されています。新型のインフルエンザは感染力が強い一方、多くは軽症のまま回復していますが、基礎疾患を持つ患者の方は重症化しやすい傾向にあります。今後の対策として、確実な情報の把握と、適切な予防と治療が求められています。

1920	^30	<b>'</b> 40	50	<b>60</b>	<sup>2</sup> 70:	180	<sup>*</sup> 90	2000	10
<b>7</b> .7.1	ンかぜ			アジア	→ ؕtf	ソ連が	) tig	9.30	
					香港	o∗t#	113		
								7884G2757	WILLNE
8							****	AND WARD CONTROL OF THE PARTY O	

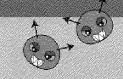
#### 岡山市保健所 保健課 感染症対策係 2086-803-1262

## ロウイルスによる感染性胃腸炎を防ぎましょう!

#### ノロウイルスの特徴



(1) 感染力が強い ウイルスが10~100個程度の少ない量でも感染します。



②人から人に感染する

感染者の便やおう叶物には大量のウイルスが含まれ、それらを介して感染が広まります。

③ 消毒剤が効きにくい

アルコールは、ノロウイルスに対して消毒効果がありません。

※消毒方法は裏面をご覧ください。

#### 

- ◎ 吐き気・おう吐・腹痛・下痢・発熱(38℃以下)など
- 潜伏期間は、感染してから1~2日
- 通常、発症後3日以内で軽快し、予後は良好であるが、発症当日の症状が激しい。



#### 感染を防ぐには

#### 洗い残しはありませんか?

ノロウイルスは消毒液が効きにくいため、石けんと流水で しっかり手を洗って、ウイルスを洗い流してしまうことが 一番の感染予防になります。

#### こんな時は、特に手洗いをしっかりしましょう!

- (i) 食事の前(i) トイレの後
- (5) おう吐物を始末した後

- (2) 調理前
- (4) おむつ交換の後

#### 食中毒にならないために!

- (1) 二枚貝を食べる時には、中心温度が85℃で 1分以上を目安にしっかり加熱しましょう。
- ② 魚介類を扱った調理器具と、生のまま食べる野菜な どとでは、調理器具を分けるか、十分洗浄するよう にしましょう。
- ③まな板やふきんなどは、熱湯か塩素系漂白剤で消毒 しましょう。

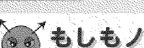


トイレは清潔に! トイレは清潔に掃除し、特に手の触れるドアノブ、

水洗レバー、水道の蛇口、 電気のスイッチなどは念 入りにしましょう。







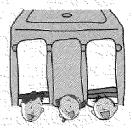
## もしもノロウイルスに感染してしまったら・・・

#### 感染時の看護のボイント

- 、脱水予防のために、水分をしっかりと補給しま
- ・おう吐や下痢症状がある場合、早めに医療機関 を受診しましょう。
- ・乳児や高齢者は、おう吐時の誤えんに注意しま しょう。(窒息や誤えん性肺炎の原因になります。)

#### 他の人への感染を防ぐために

- ・症状のある人は、最後に入浴するかシャ ワーのみにし、混浴を避けましょう。
- タオルやバスタオルは共用しないように しましょう。



乙粗酸はお気軽に

岡川市保健所保健課

REPOSTERS.

#### 潜量のボイント

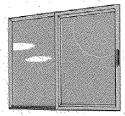
- ・ノロウイルスの消毒に効果があるのは、次亜塩素酸ナトリウムと85℃で1分以上の加熱です。
- ・おう吐物や便を扱う時は、ビニール手袋・マスク・ガウンなどを着用しましょう。



④ 覆った部分を水

ぶきして終了。

#### おう吐物の処理は

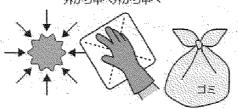


① 窓をあけて

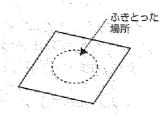
換気する。

② ペーパータオルや布などを軽く湿らせ、 おう吐物に覆いかぶせ、外から中へふき 取る。使用したペーパータオルなどは、 ビニール袋へ入れ、口を縛って捨てる。

外から中へ外から中へ



③ ふき取った部分とその周囲を1000ppm の次亜塩素酸ナトリウム液を含ませた もので覆い、10分放置する。



### おう吐物や便の付着した衣類の洗濯は



② 洗剤を入れた水の中で静かに下洗いする。

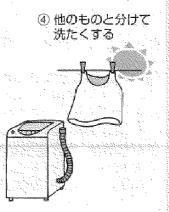
洗たくの水しぶき の中にはウィルスが たくさんいるよ! 注意!!

① おう吐物をベーバータオルで などを使用してふき取り、ビ ニール袋へ入れて密封する。



③ 85℃・1分以上の加熱が、1000ppmの次亜塩素酸ナトリウム液に漬けて10分

放置する。



使用した手袋・マスク等は、ビニール袋に入れて処分するか、再利用する場合は消毒をしましょう。 処理した後は、入念に手洗いをしましょう。

#### 消毒液のつくり方

	50倍希釈液(1000ppm		250倍希釈液(200pp	om)
つくり方	水500ml	塩素系漂白剤10ml	水500ml	塩素系漂白剤2ml
	500mlの ベットボトル 1 本	日日 ペットボトルの キャップ 2杯	500mlの ペットボトル 1本	日 ペットボトルの キャップ 半杯
使用する場所	おう吐物や便で汚染され	1た場所や衣類の消毒	調理器具、床、トイレの	のドアノブ・便座等の消毒

#### 消毒時の注意事項

- ※ 漂白剤として市販されている次亜塩素酸ナトリウム液の塩素濃度は約5%です。
- 消毒する際は、薬剤の「使用上の注意」をよく読みましょう。
- 食べたもののカスなどが付着している場合、消毒効果が著しく低下します。
- 塩素系漂白剤は金属腐食性があるので、金属部分を消毒した場合は必ず水拭きしましょう。

#### 資料5 事業者指導課(在宅指導係)からのお知らせ

1. 平成25年4月1日以降に「体制届」を提出する場合、新たに「変更届出書」(様式第4号)が必要となります。

平成24年度までは、「体制届」を提出する際に、「指定居宅サービス事業者等変更届出書」(様式第4号)の提出を不要としていましたが、平成25年度からは、新たに提出を求めることとします。「変更があった事項」の20番・介護給付費の請求に関する事項にOを付して、変更の内容、変更年月日等を記載の上、「体制届」と併せて提出してください。

#### 2.「体制届」に係る様式及び手引きのホームページ掲載について

岡山市事業者指導課のホームページ(下記参照)に「体制届」の必要書類を掲載しました。

•「体制届」http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\_00042.html

#### 今後は、上記の岡山市版「体制届」の様式及び手引きをご使用ください。

※上記の届出に係る提出書類等については、現在見直しを検討中です。 <u>平成25年3月中に、平成25年度版に更新する予定</u>となっていますので、定期的に 岡山市事業者指導課ホームページを確認してください。

#### < 岡山市事業者指導課ホームページ>

(http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\_00003.html) 【岡山市ホームページのトップページ】の左下の【市役所のご案内(組織・部署案内)】

- → 【保健福祉局】→ 【事業者指導課】→ 【事業者指導課のトップページ】
- → 【介護保険(在宅型サービス)】

#### 3.「条例施行規則」及び「運用上の留意事項」のホームページ掲載について

条例の制定に伴い、本市独自に規定した基準等について、条例施行規則及び運用上の 留意事項を定める予定です。平成25年3月中に岡山市事業者指導課ホームページに掲載する予定ですので、必ず確認してください。

#### 4. 疑義照会(質問)について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、原則として「質問票」により、**FAXにて**送信してください。

#### 指定居宅サービス事業者等変更届出書 (記入例)

平成25年 4月10日

岡山市長様

所在地 岡山市北区大供〇丁目〇一〇〇

届出者 法人名称 医療法人ミコロ・ハコロ会

代表者氏名 理事長 見頃 葉子

(印)

(法人以外の者にあっては、住所及び氏名)

介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、指定居宅サービス事業者等の変更について次のとおり届け出ます。

		介護保険事業所番号	3	3	1	0	0	0	0 0	0	0		
		名称	ı						l .				
	指定(許可)内容を変更した事業所(施設)	ミコロ・ハコロ診療所											
	1日に(同門)下1分で及父しに事実力(地政)	所在地 (開設場所)											
		岡山市	北区大	<b>共〇</b>	门目(	<del>) (</del>	00						
	サービスの種類	訪問	<b>看護・</b> 2	介護	別記	旆	看護						
	変更があった事項	変更の内容	<b>K急時</b>	加斯	頀	加算	i						
1	事業所(施設)の名称	· (変更前)											
2	事業所 (施設) の所在地 (開設場所)												
3	申請者 (開設者) の名称	<ul> <li>緊急時訪問看護力</li> </ul>	加算な1	L									
4	申請者(開設者)の主たる事務所の所在地	→ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・											
5	代表者の氏名,生年月日,住所及び職名												
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等												
	(当該事業に関するものに限る。)												
7	施設と本体施設との移動経路及び方法等												
8	事業所(施設)の種別												
9	併設施設の概要												
10	提供する(介護予防)居宅療養管理指導の種類												
11	事業所(施設)の建物の構造概要、平面図及び設備概要												
12	備品の概要(訪問入浴介護に限る。)												
13	入院患者又は入所者の定員	   (変更後)											
14	管理者の氏名,生年月日,住所及び経歴												
15	サービス提供責任者の氏名,生年月日,住所及び経歴	<ul><li>緊急時訪問看護力</li></ul>	加算あり	ŋ									
16	福祉用具の保管及び消毒方法(委託等をしている場合にあっては、												
	委託等の契約の内容)												
17	運営規程												
18	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関の名称、診療科名及び												
	契約の内容												
19	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制												
20	介護給付費の請求に関する事項												
21	役員の氏名,生年月日及び住所												
22	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地												
23	介護支援専門員の氏名及びその登録番号												
	変更年月日	平成	₹2 5年	Ę.	5月	1	L目						

- 備考 1 該当項目番号に を付してください。
  - 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

## 【質 問 票】

平成 年 月 日 岡山市事業者指導課在宅指導係あて Fax:086(221)3010

事業所名		
サービス 種別	事業所 番号	33
所在地		
Tel	Fax	
担当者名	職名	
【質問】		
【回答】		